

平成22年度 事業計画

本年度は、政権交代により新政権が打ち出した環境政策のCO2 マイナス25パーセント削減計画をはじめ、環境への配慮が一段と進展するスタートの年になるものと思われます。また、10年に一度といわれる「廃棄物処理法」の大改正も予定されており、第174通常国会（現国会）での審議を経て遅くとも来春には改正施行がされるなど、我々産業廃棄物処理業界を取り巻く状況も大きく変わっていくものと思われます。

一方、平成20年12月に施行された新たな公益法人制度に関する法律により、平成25年の11月末に期限切れとなる特例認可法人からの移行問題についての方針を決めなければならない重要な年にもあたります。

加えて、平成24年度には当協会の法人認可から20周年を迎えることとなりますので、まさに今後この協会がどういった方向に向かおうとするのかを決定づける初年度にあたるということから、これらの事柄を念頭においた事業組み立てが重要と考えております。

そこで、本年度より事業計画の内容やそれに伴う予算配分の考え方を、今までよりもわかりやすく表現することにしてその記載方法を改め、次に掲げるような事業を実施したいと考えております。

今後とも、こうした取り組みを一層押し進めることで、協会員の相互の資質向上を進展させ、また開かれた業界として多くの人々からの信頼を得ることで地位の確立を強固なものにしたい。

○ 事業については平成21年度からスタートさせた各委員会が、事業計画策定から実施までについて主体となって理事会等と連携しながら進めることとしていることから、事業をそれぞれ所管委員会ごとに分類して掲載するとともに、事業予算についても所管事業毎の経費が明らかとなるような計上をした。

(総務委員会所管事業)

1 20周年企画・準備

- ・ 社団法人福井県産業廃棄物協会は平成4年に行政庁の認可を得てから平成24年には創立以来20年を迎えることとなります。そこで、20周年を記念するのにふさわしい行事を開催するための企画・準備作業を行う。

2 新たな公益法人制度への対応

- ・ 現在の社団法人は、平成20年の法施行により平成25年11月末日を期限とする特例民法法人として認められているが、それまでに移行手続きを経て一般社団か公益社団、あるいは法人化を目指さないなどの選択をして、認可を経なければ解散しなくてはならないという決まりになっています。そこで、移行認可を目指して一般・公益のそれぞれの法人のメリット、デメリットや認可のための手続き方法などについての研修を行うほか、新法人として実施する事業のなどについて検討を行う。
また、新しい法人にふさわしい規程の策定など、新法人への整備も進める。

(研修委員会所管事業)

1 会員研修旅行等

- ・ 廃棄物の処理等に係る新技術の見聞を広めたり、新施設の見学など、先進事例地を訪問することで会員の知識向上に努めるほか、会員相互の親睦を兼ね県外研修を実施する。本年11月には富山市において「産業廃棄物と環境を考える全国大会」も予定されているのでここへの参加も検討する。

2 許可講習会実施協力事業

- ・ 新規許可や更新許可を得るために必要な講習会について、(財)日本産業廃棄物処理振興センター(以下、日廃振)と協働して講習会を実施する。

3 経営管理等向上対策

- ・ 許可を受けて産業廃棄物処理業を営んでいる会員に対し、①労務・業務管理対策、②経営管理対策、③許可更新手続きのための説明会などを開催し、正しく業を営んでいくうえで必要となる知識の研修・伝達などを行う。

（適正処理委員会所管事業）

1 行政との懇談会

- ・ 廃棄物処理にかかわる事業者が日頃の業務を通じて感じる疑問、質問あるいは提案などを行政に対して行うとともに、行政側からは許可事務などを通じて我々業界に対する感想などを忌憚なく話し合うことで、相互の信頼と今後の廃棄物処理業務の円滑化に資することを目的に、福井県循環社会推進課担当職員との間で懇談会を開催する。

2 マニフェストの普及

- ・ マニフェスト（廃棄物管理票）は法律の規定に基づき排出事業者に義務付けられているものであり、平成 17 年度の法改正で強化されたにもかかわらずいまだに徹底がされていなかったり、廃棄物処理業者がその記載の代行をさせられていることがあるなど、更なる制度の周知が大事となっている。また、IT 化の進展にともない、情報管理の合理化と偽造を防止するための電子マニフェストの普及も重要な課題であることからその普及・啓発事業を実施する。

3 不法投棄防止啓発

- ・ 不法投棄はその件数こそ年々減少傾向がみられるものの、内容は悪質かつ巧妙化してきている。そこで、その未然防止と不法投棄廃棄物の早期発見を目的に県などと協働してパトロールを実施したり、住民等への啓発用の看板を設置する。

（広報委員会所管事業）

1 情報誌「さんばい福井」の発行

- ・ 会員等に対し法律改正などの国の動きや、行政からのお知らせ、会員相互の情報交換など、廃棄物に関する話題を豊富に記載した情報誌（機関誌）を発行して会員の知識向上に寄与する。

2 法人認可 20 周年記念誌の発行準備

- ・ 平成 24 年度には当協会が法人認可を得てから 20 周年を迎えるので、これを記念して協会の歩みなどがわかる冊子を発行したいのでその準備や資料収集作業を開始する。

3 廃棄物処理関係法規の周知

- ・ 廃棄物処理法はその条文組み立てなどが難解であり、毎年のように改正が加えられる法律であることから、その改正や解釈等について、関係法令と併せて周知することで無知による違法行為を未然に防止することを目的に講習会を開催。

(安全衛生委員会所管事業)

1 労働安全普及啓発

- ・ 快適で安全な職場環境を保つためには労働安全衛生法などに記載された最低限必要とされる知識はもちろん、より良い労働環境を整備するための「ハウ・ツウ」などの伝達も大切であることから、事業主や職場管理者などを対象に専門家による講習会を開催する。

2 従業員の健康づくり推進

- ・ 職場環境と同様に、安全に労働を行うためには従業員等の健康管理も欠かせない要素であることから、健康管理や検診制度などについて記載した冊子・パンフレットなどを作成して健康づくりに資する。

3 リスクアセスメント講習会

- ・ 産業廃棄物処理業は建設現場などと同様に、労働災害が多く発生する職場であることは統計上からも明らかになっている。そこで、ヒヤリハットの事例研修などを通じて労働災害の未然防止を図る。

(各ブロック等活動促進)

1 不法処理廃棄物撤去協力

- ・ 不法投棄された廃棄物のうち、生活安全上支障のあるものについては各健康福祉センター管内ごとに、関係機関等で構成された「不法処理防止連絡協議会」の場で協議してその撤去作業を行っている。そこで、当協会もその一員として構成メンバーに加わるとともに、業界が持つノウハウを活かして撤去活動に協力することとし、所要経費のうち県などからの補填が受けられなかった車両使用料などの一部を協会が負担することで、事業の円滑化を図る。

2 各ブロック自主活動

- ・ 福井県内地域を5ブロックに分け、その管内に在籍する会員が独自に協会の定款に定める事業活動を自主的に行う場合の経費の一部として助成を行う。

3 青年部活動

- ・ 業界の重要な担い手とも言うべき青年部会が研修や研究、調査活動などを行う経費の一部として助成を行う。

(事業推進諸費)

- これまでに掲げた各種事業を推進するために必要な事務局職員の人件費、資料購入、通信などの所要経費。(うち、管理費に計上する分を除く)